

【原村内の営業時間短縮等要請区域対象】
新型コロナウイルス拡大防止協力金
申請受付要項

【受付期間】

令和3年4月30日(金)～令和3年6月11日(金)(6月11日消印有効)

注意：受付期間を過ぎますと申請書類の受付ができませんので、必ず期間内にご提出ください。

【申請書類の提出方法】

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、申請は次の宛先へ郵送してください。
なお、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送をお願いします。

令和3年6月11日(金)の消印有効です。

(提出先) 〒392-8601 諏訪市上川1丁目1644の10
長野県諏訪地域振興局 商工観光課 (電話 0266-53-6000)

【申請書類の入手方法】

次の方法により、申請に必要な書類等を入手いただけます。

- ・長野県庁ホームページからダウンロード

(URL) <https://www.pref.nagano.lg.jp/sansei/sangyo/shokogyo/covid19area2104suwakeniki.html>

- ・県諏訪地域振興局の商工観光課又は原村役場での受取り

【お問い合わせ先】

■ 協力金の申請内容に関すること

- 諏訪合庁 諏訪地域振興局商工観光課 協力金受付担当
電話番号：0266-53-6000 (5月6日(木)～)
受付時間：午前9時～午後5時 (土日・祝日を除く)

- 長野県庁 新型コロナウイルス拡大防止協力金 担当窓口
電話番号：026-235-7206 (4月28日(水)～)
受付時間：午前9時～午後5時 (土日・祝日を除く)

■ 時間短縮等の要請内容に関すること

- 長野県庁 危機管理部 新型コロナウイルス感染症対策室
電話番号：026-232-0111 (代表電話)
受付時間：午前9時～午後5時 (土日・祝日を除く)

長野県産業労働部

✂切り取り線✂

〒392-8601
諏訪市上川1丁目1644の10
長野県諏訪地域振興局 商工観光課
「新型コロナウイルス拡大防止協力金」受付担当

左の点線を切り取って、封筒に貼ることで、郵送用の宛名としてご利用いただけます。

【原村内の営業時間短縮等要請区域対象】 新型コロナウイルス拡大防止協力金の申請受付について

令和3年4月28日

I 協力金等の概要

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、対象区域内に事業所を有し、県からの要請に協力して、施設の使用制限・停止（休業又は営業時間短縮）を行った事業者の皆様は、【原村内の営業時間短縮等要請区域対象】 新型コロナウイルス拡大防止協力金（以下「協力金」という。）を支給します。

この協力金は、4月21日（水）20時から4月29日（木）までの間、県の要請に全面的にご協力いただいた事業者の方に支給します。

2 支給額

要請に協力した期間に応じて、1店舗当たり下表に定める額を支給します。

① 確定申告等に基づく令和2年(又は平成31年)4月の飲食事業の売上高		
400万円以下の場合	400万円超750万円以下の場合	750万円超の場合
最大36万円 4万円/日×要請に応じた日数	最大36万円から67.5万円 支給単価(①÷30日×30%)×要請に応じた日数	最大67.5万円 7.5万円/日×要請に応じた日数

※ 遅くとも令和3年4月23日（金）20時から令和3年4月29日（木）まで、全ての営業日において、連続して要請に応じていただくことが必要です。

※ 売上高は申請者の判断で前年か前々年4月の実績を選択することができます。

※ 確定申告をしていない場合は、1日当たりの支給単価は4万円になります。

※ 対象エリア内に複数の店舗をお持ちの場合は、店舗ごとに申請をお願いします。

II 支給対象者

本協力金の対象となる事業者は（1）～（6）の全ての要件を満たす事業者です。

- （1） 指定を受けた区域（原村）内で事業所を管理し、かつ経営していること。
- （2） 下表に定める業種に該当し、全期間において要請に協力していること。ただし、特別な事情があり4月21日（水）から要請に応じることが困難な場合であっても、遅くとも4月23日（金）20時から4月29日（木）まで要請に応じていること。

業 種	ガイドライン※	要請の内容
接待を伴う飲食店 キャバレー、スナック、キャバクラ 等	非遵守	休 業
飲食店(酒類の提供を行うものに限る) ナイトクラブ、バー、パブ、カラオケボックス、ライブハウス 等 〔 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行 令第 11 条第 1 項第 11 号に該当する施設 〕	遵 守	営業時間の短縮 (5 時～20 時)
飲食店(酒類の提供を行うものに限る。) 居酒屋、その他飲食店 〔 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行 令第 11 条第 1 項第 14 号に該当する施設 〕	非遵守	営業時間の短縮 (5 時～20 時)
	遵 守	

※各業界団体等が作成した業種ごとの感染拡大予防ガイドライン(以下「ガイドライン」という。)

- (3) 営業時間の短縮を要請されている事業所については、令和3年4月20日(火)以前から、20時(午後8時)から翌日(午前)5時の間に通常営業を行っていること。
- (4) 食品衛生法に基づく飲食店の営業許可を令和3年4月20日(火)以前に取得していること。
- (5) ガイドラインを遵守し、「新型コロナ対策推進宣言」などの表示を行っていること。ただし、時間短縮等の要請があった時点で、ガイドラインの遵守及び「新型コロナ対策推進宣言」などの表示を行っていない場合は、遅くとも要請期間最終日までに、ガイドラインの遵守及び「新型コロナ対策推進宣言」などの表示を開始すること。
- 業種別ガイドラインについては、下記をご覧ください。
<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf?20201211>
- 「新型コロナ対策推進宣言」(ステッカー、ポスターの入手方法等)については、下記をご覧ください。
https://www.pref.nagano.lg.jp/service/corona_taisakusengen.html
- (6) 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、長野県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員等に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと。
また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団等の反社会的勢力が、申請事業者の経営に事実上参画していないこと。

Ⅲ 申請手続き等

1 申請書類

別表の申請書類を提出してください。提出いただいた申請書類の返却は行いません。なお、必要に応じて追加書類の提出や説明を求められることがありますので予めご承知おきください。

2 申請書類の入手方法

(1) 長野県庁ホームページからダウンロード

(URL) <https://www.pref.nagano.lg.jp/sansei/sangyo/shokogyo/covid19area2104suwakeniki.html>

(2) 県諏訪地域振興局の商工観光課又は原村役場での受取り

3 申請の受付期間と方法

(1) 受付期間

令和3年4月30日(金)から令和3年6月11日(金)まで

注意：受付期間を過ぎますと申請書類の受付ができませんので、必ず期間内にご提出ください。

(2) 受付方法

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、申請は次の宛先へ郵送してください。

なお、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送ください。

令和3年6月11日(金)の消印有効です。

(宛先) 〒392-8601

諏訪市上川1丁目1644の10

諏訪地域振興局 商工観光課「新型コロナウイルス拡大防止協力金」受付担当

※ 切手を貼付の上、裏面には差出人のご住所及びお名前を必ずご記載ください。

※ 送料は申請者側でご負担をお願いします。

4 お問い合わせ先

お問い合わせは、次の専用相談窓口にて、ご相談ください。

■ 協力金の申請内容に関すること

○ 諏訪合庁 諏訪地域振興局商工観光課 協力金受付担当

電話番号：0266-53-6000（5月6日(木)～）

受付時間：午前9時～午後5時（土日・祝日を除く）

○ 長野県庁 新型コロナウイルス拡大防止協力金 担当窓口

電話番号：026-235-7206（4月28日(水)～）

受付時間：午前9時～午後5時（土日・祝日を除く）

■ 時間短縮等の要請内容に関すること

○ 長野県庁 危機管理部 新型コロナウイルス感染症対策室

電話番号：026-232-0111（代表電話）

受付時間：午前9時～午後5時（土日・祝日を除く）

5 協力金の支給

県において、申請書類を受領後、内容審査の上、申請内容が適正であると確認したときは協力金をお支払いします。5月下旬から順次支給していく予定です。

6 通知等

審査の結果、協力金の支給を決定したときは、お支払い予定日を記載した通知を発送いたします。配達状況によっては、通知が遅れる場合があることをご承知おきください。

なお、口座振込不能などが発生し、お知らせした支払い予定日にお支払いできない場合には別途ご連絡いたします。

また、協力金の不支給を決定したときも、後日、結果について郵送によりお知らせします。

IV その他（注意事項）

- 1 協力金支給の決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、長野県補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号）の規定に基づき、協力金の返還が生じる場合があります。
- 2 1の場合において、協力金の支給を受けた事業者名、対象施設などの情報を公表します。また、営業時間短縮の要請に応じた店舗及び所在地を公表することがあります。
- 3 申請内容の証拠書類を5年間保存してください。なお、支出事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、対象施設の休業等の取組状況や対象施設の運営等の再開に関する検査、報告又は是正のための措置を求めることがあります。
- 4 申請書類に記載された情報を正確に確認できない場合は、必要に応じて、関係機関への確認及び調査等を実施することがあります。
- 5 申請書の不備による振込不能等の事由により、支払が完了せず、定める期限までに修正の確認ができない場合には、当該申請が取り下げられたものとみなします。
- 6 本協力金の申請書及び提出書類の記載内容や支給又は不支給の結果に関する情報は、国及び店舗所在地の自治体に提供することがあります。
- 7 支給要件等については本申請受付要項に定められているもののほか、別添「【原村内の営業時間短縮等要請区域対象】新型コロナウイルス拡大防止協力金Q&A」に定めております。